

技能職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和6年3月27日（水）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合市民生活支部 書記長他

（局 側）

ただいまから、令和6年度の業務執行体制の見直しに伴う技能職員の勤務条件について、小委員会交渉を行う。業務執行体制の見直しについて、環境管理課長より申し上げる。

環境管理部内の技能職員の配置について、職員1名が局内の他部門へ配置転換となったことから、昨年度に決定した方針に基づき、令和6年度は24名から23名体制に見直すこととする。なお、職員の減に伴って、河川パトロール回数を見直すとともに、嗅覚測定に係る補助業務を市民公募による嗅覚判定者（パネラー）へ変更するなどの見直しを図ってまいりたい。

（組合側）

ただいま、環境管理課長より2024年度の業務執行体制について考え方が示された。環境管理部技能職員における今後の方針については、一定理解するところであるが、今回の業務執行体制の見直しによって、残された職員が業務過多につながらないよう要請するとともに、引き続き業務実態を検証しつつ業務過多につながるような状況が見受けられる場合については、適宜意見交換するよう求めておく。

（局 側）

今後も事業を進めるにあたり、職員の勤務労働条件に係る事項については、貴支部と適宜意見交換・交渉を行いたいと考えているので、よろしく願いしたい。

以上で、本日の交渉を終了する。